

仕 様 書

- 1 件名
不登校支援のための教育メタバースに係るソフトウェアライセンス
- 2 履行期間
契約締結日 ～ 令和7年4月30日（水）
- 3 履行及び検査場所
札幌市教育委員会 学校教育部 教育相談担当課
（札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10 ちえりあ2階）
- 4 ソフトウェア構成
下記Aの製品または下記の同等品条件を満たす製品であること。

A FAM campus（富士ソフト株式会社）

※ 提供期間：令和7年5月1日 ～ 令和8年4月30日

※ 入札前に必ずメーカーに仕様等を確認すること。

【同等品条件】

＜仕様＞

ア 基本要件

- (ア) Windows、ChromeOS、iPadOS に対応していること。
- (イ) ブラウザ上で動作するクラウドサービスであって、端末へのソフトウェアのインストールやブラウザの拡張機能の追加が不要であること。
- (ウ) 日本語で利用できること。
- (エ) 本サービスで扱うデータは、日本国内のデータセンタでのみ保管されるものであること。

イ 仮想空間の機能

- (ア) 150人が1つのフロアに同時に入れる空間を計2フロア有すること。
- (イ) アバターに自身の状態を表現できる機能を有すること。
- (ウ) 画面共有機能を有すること。
- (エ) チャット機能を有すること。
- (オ) 参加者同士が同時に書き込みできるホワイトボード機能を有すること。
- (カ) 音声通話、ビデオ通話機能を有すること。
- (キ) 参加者の音声とビデオを、同室内のすべての参加者が受信できる機能を有すること。
- (ク) 共有ルームや個別相談室など複数の部屋を設定することができ、ログアウトすることなく、それらの部屋を行き来できること。
- (ケ) 児童生徒の入室日時を制限できること。
- (コ) 予め設定した時刻にチャイムを鳴らすことができること。
- (サ) 空間内に画像や案内板を表示でき、児童生徒による編集を制限できること。
- (シ) フロア全体を見渡すことができ、参加者ひとり一人がどこにいるかを把握で

きること。

(ス) 参加者は、メールアドレス不要で仮想空間を利用できること。

(セ) 仮想空間は提供期間中いつでも上限回数なく利用できること。

ウ 管理者の機能

(ア) ユーザーアカウントの登録・編集・削除ができること。

(イ) フロアのサイズを変更できること。

(ウ) 入退室時間のダウンロードができること。

(エ) チャット機能・画面共有機能・ホワイトボード機能の利用制限をフロア単位で設定できること。

エ サポート体制

(ア) 参加者及び管理者向けの利用マニュアルを提供すること。

(イ) 教育支援センター指導員（不登校対策相談支援員）及び、教育委員会担当者が電話で直接問い合わせできるサポート窓口を設置すること。

(ウ) 上記エ-(イ)のサポート窓口の対応時間は原則として平日 10 時～17 時とする。

5 アカウント及びフロアの初期設定

(1) 利用者のアカウント発行数は、150id とする。なお、アカウント登録は、委託者が必要に応じて行うこととする。

(2) フロア利用数は、2フロアとする。

(3) 利用開始後のアカウント発行数及びフロア利用数の追加は、費用も含め委託者と協議の上、対応すること。

(4) データ通信は、2GB プランとする。

6 障害及び情報セキュリティインシデント対応

(1) セキュリティ対応

ア クラウドサービスの提供組織として ISO/IEC 27017 (JIS Q 27017) 認証を取得していること。

イ ネットワークを通じた不正プログラムや不正アクセス者の悪意や事故によるデータの破壊・漏洩等が発生しない対策や発生事態に対するセキュリティ対策を施すこと。

ウ 物理障害、災害時にも対応できるよう、バックアップ・リカバリ等を行うこと。

エ 情報資源のセキュリティ・信頼性・処理能力等が将来にわたっても低下しないよう、常に必要な資源を見直し、必要に応じて更新すること。

オ 障害監視、死活監視、パフォーマンス監視及び業務システムの操作ログの記録を行うこと。

カ 障害発生時の調査分析、システムの問題を起因とする不正データの修正（業務上のヒューマンエラーに起因する不正データ以外の修正）等の対応を行うこと。

キ 操作ログについては 1 年間保持をすること。

ク 別紙 1「個人情報取扱安全管理基準」を遵守し、また、個人情報保護のため、別紙 2「個人情報取扱安全基準適合申出書」を提出し、その内容について業務履行開始前までに担当課の評価を受けること。

(2) 障害対応

ア サービス停止時には、すみやかに委託者に状況及び原因の報告を行うものとし、ただちに被害拡大の防止及び問題の解決、復旧に努めること。

(3) 情報セキュリティインシデント対応

ア データ破壊を伴う障害、情報漏洩、不正プログラム感染、不正アクセス者の侵入などのインシデント発生時には、すみやかに委託者に状況及び原因の報告を行うものとし、ただちに被害拡大の防止及び問題の解決、復旧に努めること。

イ 万一、借用した個人情報の漏洩や流出、使用目的以外の利用が認められた場合は、速やかに委託者に対して文書で報告するとともに、その後の措置は、委託者の指示に従わなければならない。

ウ 本サービス提供終了時におけるデータの扱いについて、データの回収や次期システムへの移行等を容易に行うことができるよう配慮すること。また、本サービス提供終了後は、サーバー内の保有データは完全に消去すること。

7 その他留意事項

- (1) ソフトウェアのインストールは必要ないため、経費に含めないこと。
- (2) メーカーにメールアドレス登録が必要となる場合、登録するメールアドレスについて、担当課に確認すること。
- (3) ライセンスの発行を証する書類(電子データ含む)の提出をもって履行完了とする。
- (4) 履行完了後、速やかに完了届を提出すること。
- (5) 受託者の社名及び担当者等が変更になった場合、遅滞無く担当課に連絡すること。
- (6) その他、仕様等に不明点がある場合は、必ず入札前に担当課に確認すること。

8 担当課

札幌市教育委員会 学校教育部 教育相談担当課

(札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10 ちえりあ2階)

TEL 011-671-3249 FAX 011-671-3232